

*会費の細則規定について

協議会規約、第7章 会計の第22条「会費」額は別途細則を定めるとあるので、下記の内容で会費を定めることとする。

記

1、会費の種類

1) 会費は個人会員費と団体企業会員費の2種類とする。

2、会費

1) 個人会員費 年間会費として1口^{※①}3000円とし、1口以上を納めること。

2) 団体企業会員費 年間会費として1口5000円とし、1口以上を納めること。

3、途中退会時の会費返金について

年度内の途中で退会しても返金は致しません。

附則 この会費の細則規定は平成28年3月9日より適用される。

※①令和2年度より補助金が無い為変更させていただきました。